

議案第 1 号

令和 3 年度活動報告

○中国地区所有者不明土地等連携協議会の活動について

本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う事業用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）に関して、支援等を行うことにより、用地業務の円滑な遂行に寄与することを目的として、次に掲げる活動を行いました。

1 通常総会

本会規約第 6 条の規定により、令和 3 年度活動計画に関する事項を決定しました。

期 日 令和 3 年 9 月 3 日（金）
場 所 Web会議（Microsoft Teams）
議 題 1）令和 2 年度活動報告
2）令和 3 年度活動計画（案）

2 幹事会

本会規約第 7 条の規定により、活動内容の調整及び執行に関する事項等を審議しました。

(1) 第 1 回

期 日 令和 3 年 5 月 14 日（金）～ 5 月 25 日（火）（5 月 25 日（火）承認）
場 所 メール開催
議 題 1）令和 2 年度の活動内容の総括について
2）令和 3 年度の活動内容の策定について（年間活動スケジュール）
3）中国地区所有者不明土地等連携協議会ワーキンググループ運営要領について
（構成員の組織変更に伴うもの）

(2) 第 2 回

期 日 令和 3 年 7 月 29 日（木）～ 8 月 5 日（木）（8 月 5 日（木）承認）
場 所 メール開催
議 題 1）令和 3 年度の活動内容の策定について（講習会・講演会のテーマ等）

(3) 第 3 回

期 日 令和 4 年 2 月 25 日（金）
場 所 Web会議（Microsoft Teams）
議 題 (1) 令和 3 年度市町村への支援方策の結果について
(2) 広島法務局からの報告について
(3) 中国地方整備局からの報告について

3 ワーキンググループ

本会規約第8条及びワーキンググループ運営要領に基づき、以下のとおり実施しました。令和3年度における講習会及び講演会の実施計画（案）の策定を行いました。

(1) 鳥取県

期 日 令和3年7月6日（火）
場 所 県土整備部会議室（中国地方整備局はWEBで参加）

(2) 島根県

期 日 令和3年6月17日（木）
場 所 島根県職員会館（中国地方整備局はWEBで参加）

(3) 岡山県

期 日 令和3年7月15日（木）
場 所 WEB会議

(4) 広島県

期 日 令和3年7月2日（金）
場 所 WEB会議

(5) 山口県

期 日 令和3年6月15日（火）
場 所 山口県庁11階収用委員会室（中国地方整備局はWEBで参加）

4 講習会

講習会については、地方公共団体が求める用地業務における支援ニーズを踏まえたものとして、以下のとおり開催しました。

(1) 鳥取県

期 日 令和3年11月12日（金）
場 所 鳥取県中部総合事務所（倉吉市）
講義内容 ①地域福利増進事業における土地使用料の評価について
（講師） （不動産鑑定士）
②長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消作業について
（鳥取地方法務局）
出 席 者 29名

(2) 島根県

期 日 令和3年11月26日（金）
場 所 多伎コミュニティセンター（出雲市）

講義内容 ①相続登記（手続）について
（講師） （司法書士）
②所有者不明土地特措法に基づく裁定手続について
（島根県収用委員会事務局）
③長期相続登記等未了土地の解消作業について
（松江地方法務局）
出席者 47名

（3）岡山県

期 日 令和3年11月30日（火）
場 所 岡山県立図書館多目的ホール
講義内容 ①登記関連について
（講師） （司法書士）
②長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消作業について
（岡山地方法務局）
出席者 56名

（4）広島県

期 日 令和3年10月26日（火）
場 所 広島市まちづくり市民交流プラザ
講義内容 ①土地所有者等の探索方法及び登記関連について
（司法書士）
②長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消作業について
（広島法務局）
出席者 64名

（5）山口県

期 日 令和3年11月9日（火）
場 所 山口県庁視聴覚室
講義内容 ①地域福利増進事業（所有者不明土地）における土地所有権の取得に係る補償
（講師） 金算定について
（不動産鑑定士）
②長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消作業について
（山口地方法務局）
出席者 43名

各県講習会に併せて出前相談会を実施し、地方公共団体等参加者の相談に対して協議会から回答を行いました。

5 講演会

講演会については、所有者不明土地問題について地方公共団体職員に幅広く情報提供を行うことを目的とし、以下の内容で実施します。本来であれば令和元年度の広島市内での一括方式が望ましいところですが、新型コロナウイルス感染拡大も考慮し、昨年度（令和2年度）と同様に講習会と同日で各県開催といたしました。

講義内容 ①所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制について
(講師) (広島法務局)

※広島県で講演。他の4県は広島県の講演を撮影し、動画上映をおこないました。

②所有者不明関連法規の改正ポイントと今後の展望
(弁護士)

※動画上映。

6 相談窓口への問合せ結果

中国地方整備局用地部用地企画課に相談窓口を設置し、地方公共団体が抱える用地業務に関する疑問・課題等のスムーズな解決を図りました。

相談窓口への問合せ件数は令和3年度は74件でした。

相談内容の内訳として最も多かったのが「土地等の補償に関すること」で40件となっており、「所有者不明土地に関すること」は16件でした。「所有者不明土地に関すること」の相談内容としては、所有者不明土地の対応について、所有者不明土地法に基づく財産管理人選任について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく特定不能土地等管理命令及び管理者の選任申立について等です。

なお、「所有者不明土地に関すること」の相談内容において、整備局と法務局とが連携して、助言を行った案件もありました。

7 その他の取組

各県講習会に併せて出前相談会を開催し、参加した市町村職員からの相談に法務局、整備局、各県が連携し回答しました。